

たものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族年金については、当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序（遺族年金については、第三十五条第三項に規定する順序）による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

#### （障害年金等の額の改定）

第三十九条 休業手当金、障害年金又は遺族年金を受けることができる者の当該保険給付については、労働者災害補償保険法第八条の第三項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

2 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金については、労働者災害補償保険法第八条の四において準用する同法第八条の第三項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

シモノアルトキハ其ノ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニシテ其ノ者ノ死亡当時生計ヲ同ジクシタル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ未支給ノ保険給付ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其ノ保険給付ノ請求ヲ為サザリシトキハ同項ニ規定スル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ保険給付ヲ請求スルコトヲ得

③未支給ノ保険給付ヲ受クベキ者ノ順位ハ第一項ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

④未支給ノ保険給付ヲ受クベキ同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ一人ノ為シタル請求ハ全員ノ為ニ其ノ全額ニ付為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ為シタルモノト看做ス

#### 附則

⑤障害年金、遺族年金又ハ職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第八条の第三項第二号ノ規定ニ依ル給付基礎日額ノ算定ノ方法其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

⑥障害手当金又ハ第四十二条乃至第四十二条ノ三若ハ第五十条ノ七ノ規定ニ依ル一時金（障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム）ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第八条の四ニ於テ準用スル同法第八条の第三項第二号ノ規定ニ依ル給付基礎日額ノ算定ノ方法其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

(年金額の端数処理)

第四十条 障害年金及び遺族年金の金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第四十一条 障害年金及び遺族年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 障害年金及び遺族年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 障害年金及び遺族年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(死亡の推定)

第四十二条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、葬祭料、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の支給に関する規定の適用について

第二十四条ノ二 障害年金及遺族年金ノ金額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス

第二十四条 障害年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ権利消滅ノ月ヲ以テ終ル

②障害年金及遺族年金ハ毎年二月、四月、六月、八月、十月及十二月ノ六期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第十一条 船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ船舶内ニ在リテ其ノ船舶ノ航行中行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ在リテハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル日又ハ其ノ者ガ行方不明ト為リタル日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス航空

は、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際にその航空機に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者若しくは航空機に乗っていた被保険者の航行中に行方不明となった被保険者若しくは被保険者であった者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。

(年金の支払の調整)

第四十三条 年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 同一の職務上の事由又は通勤による負傷又は疾病（以下この条において「同一の傷病」という。）に関し、障害年金（以下この項において「乙年金」という。）を受ける権利を有する被保険者又は被保険者であった者が他の障害年金（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。同一の傷病に関し、障害年金を受ける権利を有する被保険者又は被

機が墜落シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ航空機内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ航空機内ニ在リテ其ノ航空機ノ航行中ニ行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ於テ亦同ジ

第二十四条ノ三 乙年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル場合ニ於テ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

②年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

保険者であつた者が休業手当金又は障害手当金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該障害年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該障害年金が支払われたときも、同様とする。

3 同一の傷病に関し、休業手当金の支給を受けている被保険者又は被保険者であつた者が障害年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業手当金の支給を行わないこととなつた場合において、その後も休業手当金が支払われたときは、その支払われた休業手当金は、当該障害年金の内払とみなす。

(返還金債権の充当)

第四十四条 年金たる保険給付を受ける者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(損害賠償請求権)

第四十五条 協会は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であつて一部負担金があるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額。第四十七条第一項において

第二十四条ノ四 年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保険給付ヲ受クル権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保険給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保険給付アルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保険給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第二十五条 政府ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付ヲ為シタルトキハ其ノ給付ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ第三者ニ対シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、協会は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(災害補償相当給付の費用の徴収)

第四十六条 船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十四条の規定による届出をしなかった場合において、その届出をしなかった期間内に生じた職務上の事由による疾病、負傷、行方不明若しくは死亡又はその疾病若しくは負傷及びこれにより発した疾病による障害について、保険給付を行った場合には、協会は、当該船舶所有者が船員法の規定により支給すべき災害補償の額から労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による災害補償に相当する額を控除した額の限度において、その保険給付に要した費用を当該船舶所有者より徴収することができる。ただし、被保険者の当該疾病、負傷、行方不明又は死亡の生ずる前に、当該期間に係る被保険者の資格の取得について、第二十七条第一項の規定による確認の請求又は第十五条第一項の規定による確認があったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な過失によって第二十四条の規定による届出をしなかった期間内に第四十二条の規定により被保険者又は被保険者であった者の死亡が推定される事由の生じた場合におけるその死亡について保険給付が行われた場合について準用する。

②前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷、行方不明若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷、行方不明又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ第十一条ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラルル事由ノ生ジタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

(不正利得の徴収等)

第四十七条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、協会は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、船舶所有者が虚偽の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において診療に従事する保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。）若しくは同法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、協会に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、協会は、当該船舶所有者、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせ

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ニシテ一部負担金アルトキハ当該一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等若ハ指定教育訓練実施者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、指定教育訓練実施者、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若ハ第二十八条ノ七第四項（第二十八条ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第三十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第二十九条ノ四第六項（第三十一条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

ることができる。

(文書の提出等)

第四十八条 協会は、保険給付に關して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。)に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者につき必要があると認めるときは、その身分關係の異動及び障害状態の継続の有無に關し、その者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(診療録の提示等)

第四十九条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に對し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に對し、当該保険給付に係る診療、調剤又は指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十六条 社会保険庁長官ハ保険給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルトコトヲ得

第五十七条 障害年金又ハ遺族年金ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及障害状態ノ継続ノ有無ニ關シ其ノ者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルトコトヲ得

第九条ノ三 厚生労働大臣ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ關シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルトコトヲ得

②厚生労働大臣ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シ当該保険給付ニ係ル診療、調剤又ハ第二十九条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ノ内容ニ關シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルトコトヲ得

3 前二項の規定による質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付の実施に必要な情報の提供)

第五十条 厚生労働大臣は、協会に対し、第二十九条第一項第一号(第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。)及び第二項に規定する保険給付の実施に必要な情報の提供を行うものとする。

(受給権の保護)

第五十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(租税その他の公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療

③前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第二十七条 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ譲渡シ、担保ニ供シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ



養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費  
及び移送費の支給

(療養の給付)

第五十三条 被保険者又は被保険者であつた者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者又は被保険者であつた者（以下「特定長期入院被保険者等」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
- 二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者等に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

第二十八条 被保険者又は被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

- 一 診察
- 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 三 処置、手術其ノ他ノ治療
- 四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

②前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

- 一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際六十五歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者（以下特定長期入院被保険者等ト称ス）ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス）
- 二 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス）

イ 食事ノ提供タル療養

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

3 第一項の給付対象傷病は、次の各号に掲げる被保険者又は被保険者であつた者の区分に応じ、当該各号に定める疾病又は負傷とする。

一 次号に掲げる者以外の被保険者 職務外の事由による疾病又は負傷

二 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者 雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病（当該疾病又は負傷について下船後の療養補償を受けることができるものに限る。）

三 被保険者であつた者 被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病

4 前項の規定にかかわらず、第一項第六号に掲げる給付は、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷についても行うものとする。

5 被保険者であつた者に対する第三項第三号に規定する疾病又は負傷に関する療養の給付については、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合に限り、その資格を喪失した後の期間に係る療養の給付を行うことができる。ただし、下船後の療養補償を受けることができる場合におけるその療養補償に相当する療養の給付については、この限りでない。

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

③ 第一項の給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 次号ニ掲グル者以外ノ被保険者 疾病又ハ負傷

二 後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

④ 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

6 第一項第一号から第五号までに掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険薬局

二 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、協会が指定したもの

7 第一項第六号に掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、協会の指定した施設のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

8 第一項第一号から第五号までに掲げる給付（雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病（当該疾病又は負傷につき下船後の療養補償を受けることができるものに限る。）に関するもの及び厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

#### （診療規則）

第五十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師が船員保険の療養の給付を担当し、又は船員保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

⑤第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第二十八条ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第六十四条ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ同法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

(一部負担金)

第五十五条 第五十三条第六項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。ただし、その者が、下船後の療養補償に相当する療養の給付を受けるときは、この限りでない。

- 一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

(削除)

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第五十七条第一項第一号に掲げる措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもか

②前項の場合ニ於テ同項ニ規定スル厚生労働省令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ三十
- 二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合（次号ニ掲グル場合ヲ除ク） 百分ノ二十
- 三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ三十

②前項ノ規定ニ拘ラズ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ガ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

③保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金（第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金）ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラ

わらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、協会は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができるとができる。

第五十六条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(一部負担金の額の特例)

第五十七条 協会は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者又は被保険者であった者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第五十五条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができ

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

ズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者が当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同項ノ一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第二十八条ノ三ノ三 社会保険庁長官ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認めラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

- 一 一部負担金ヲ減額スルコト
- 二 一部負担金ノ支払ヲ免除スルコト
- 三 保険医療機関又ハ保険薬局ニ対スル支払ニ代ヘテ一部負担金ヲ直接徴収シ其ノ徴収ヲ猶予スルコト

②前項ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ拘ラズ前項第一号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減額セラレタル一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足り同項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フコトヲ要

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(療養の給付に関する費用)

第五十八条 協会は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に關し協会に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者又は被保険者であつた者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときにおける療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、これを算定するものとする。

3 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

(健康保険法の準用)

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

サズ

③前条ノ規定ハ前項ノ一部負担金ノ支払ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ關シ社会保険庁長官ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

②前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第七十六条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

③社会保険庁長官ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ關シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ五 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項、第七十八条及第八十二条第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

(協会が指定する病院等における療養の給付)

第六十条 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよるころとが適当と認められないときの準則については、第五十四条第二項の規定による厚生労働省令の例による。

2 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、第五十五条第一項の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

(入院時食療養費)

第六十一条 被保険者又は被保険者であつた者(特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。)が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食療養に要した費用について、入院時食療養費を支給する。

2 入院時食療養費の額は、当該食療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食療養に要した費用の額。以下「入院時食療養費算定額」という。)から食療養標準負担額(同項に規定する食療養標準負担額をいう。以下同じ。)を控除した額とする。

第二十八条ノ六 第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ健康保険法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

②第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者(特定長期入院被保険者等ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食療養ニ要シタル費用ニ付入院時食療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時食療養費ノ額ハ当該食療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食療養費算定額ト称ス)ヨリ食療養標準負担額(同条第二項ニ規定スル食療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トス

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時食事療養費の額については、入院時食事療養費算定額とする。

4 第一項の場合において、協会は、その食事療養を受けた者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

6 第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項並びに前条第一項の規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

(入院時生活療養費)

第六十二条 特定長期入院被保険者等が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時食事療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時食事療養費ノ額ニ付テハ入院時食事療養費算定額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十八条ノ八 特定長期入院被保険者等ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第



一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額。以下「入院時生活療養費算定額」という。）から生活療養標準負担額（同項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費の額については、入院時生活療養費算定額とする。

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項並びに前条第四項から第六項までの規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

#### （保険外併用療養費）

第六十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時生活療養費ノ額ハ当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額（同条第二項ニ規定スル生活療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時生活療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時生活療養費ノ額ニ付テハ入院時生活療養費算定額トス

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ評価療養又ハ選定療養ヲ受ケタルトキハ保険外併用療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。次項において「保険外併用療養費算定額」という。）からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき入院時食事療養費算定額から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき入院時生活療養費算定額から生活療養標準負担額を控除した額

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費の額については、保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養

② 保険外併用療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第八十六条第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ保険外併用療養費算定額ト称ス）ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額（療養ノ給付ニ係ル同項ノ規定ニ依ル一部負担金ニ付第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③ 前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル保険外併用療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付保険外併用療養費算定額（当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該保険外併用療養費算定額

費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。）とする。

- 4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項並びに第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。
- 5 第五十六条の規定は、前項の規定により準用する第六十一条第四項の場合において算定費用額から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第六十四条 協会は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であった者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、協会がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につい

及入院時食事療養費算定額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時生活療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス）トシ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ保険外併用療養費ノ額ニ付テハ算定費用額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

- ④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

- ⑤第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ準用スル第二十八条ノ七第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テ社会保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ療養ノ給付等ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食

て算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する療養費の額については、当該療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める。

4 前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(訪問看護療養費)

第六十五条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、協

事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

③前二項ノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、入院時生活療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定、保険外併用療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九条ノ四 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②前項ノ訪問看護療養費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長

会が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する訪問看護療養費の額については、同項の規定により算定した費用の額とする。

6 被保険者又は被保険者であった者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であった者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

8 第五十六条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について

官が必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

③ 指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

④ 訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額（療養ノ給付ニ係ル第二十八条ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）ヲ控除シタル額トス

⑤ 前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル訪問看護療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ訪問看護療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トス

⑥ 第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑦ 前項ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑧ 第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ

準用する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 指定訪問看護事業者が船員保険の指定訪問看護を行う場合の準則については、健康保険法第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

11 指定訪問看護は、第五十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

12 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第五十三条第五項の規定は、この法律による訪問看護療養費の支給及び指定訪問看護について準用する。

（船員法による療養補償との調整）

第六十六条 下船後の療養補償に相当する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給については、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（第八十三条第一項の規定により支給された高額療養費又は第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち、政令で定めるところにより、当該療養に係るものとして算定した額に相当する額を除く。）があるときは、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該額を被保険者又は被保険者であつ

関シ之ヲ準用ス

⑨ 指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑩ 指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第九十二条第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準（指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル）ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

⑪ 第二十八条第一項各号ニ掲グル療養ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス

⑫ 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依ル訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ依リ當該各号ニ定ムル額（第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク）アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ當該額ヲ被保険者又

た者に支払うものとする。

- 一 療養の給付 第五十五条第一項又は第六十条第二項の規定により被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額
- 二 入院時食事療養費の支給 入院時食事療養費算定額からその食事療養に要した費用につき入院時食事療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 三 入院時生活療養費の支給 入院時生活療養費算定額からその生活療養に要した費用につき入院時生活療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 四 保険外併用療養費の支給 算定費用額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 五 療養費の支給 第六十四条第二項の規定により控除された額
- 六 訪問看護療養費の支給 前条第四項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

(削除)

(療養の給付等の支給停止)

第六十七条 被保険者であった者が資格を喪失する前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関する療養の給付(第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。)又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看

ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

- 一 療養ノ給付 第二十八条ノ三又ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額
  - 二 入院時食事療養費ノ支給 第二十八条ノ七第二項ニ規定スル入院時食事療養費算定額ヨリ其ノ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
  - 三 入院時生活療養費ノ支給 第二十八条ノ八第二項ニ規定スル入院時生活療養費算定額ヨリ其ノ生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
  - 四 保険外併用療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
  - 五 療養費ノ支給 第二十九条ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額
  - 六 訪問看護療養費ノ支給 第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
- ②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養

護療養費若しくは移送費の支給（以下この条において「療養の給付等」という。）は、被保険者の資格を喪失した日から起算して六月が経過したときは、行わない。ただし、雇入契約存続中の職務外の事由による疾病又は負傷につき下船後の療養補償に相当する療養の給付等を受ける間においては、この限りでない。

2 療養の給付等（下船後の療養補償に相当する療養の給付等を除く。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができるに至ったとき。

二 その者が、被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

3 療養の給付等は、当該疾病又は負傷につき健康保険法第五章の規定により特別療養費又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

#### （移送費）

第六十八条 被保険者又は被保険者であつた者が療養の給付（保険外併

ノ給付等ト称ス）ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者が第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ

第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者が療養ノ給付（保険外



用療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

## 第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給

### (傷病手当金)

第六十九条 被保険者又は被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額(被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した当時の標準報酬月額。以下同じ。)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。))をいう。以下同じ。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

併用療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

②前項ノ移送費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス

第三十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ為職務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額(標準報酬月額ノ三十分ノ一ニ相当スル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス))ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

三 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額(其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキ

2 疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者に係る前項の規定による傷病手当金の支給は、当該被保険者の資格を取得した日から起算して一年以上経過したときに発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病については、行わない。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して三年を超えないものとする。

4 被保険者であつた者がその資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関し第一項の規定によりその資格を喪失した後の期間に係る傷病手当金の支給を受けるには、被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であつた期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第七十三条第二項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。）であることを要する。

5 傷病手当金の支給は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により傷病手当金の支給があつたときは、その限度において、行わない。

（傷病手当金と報酬等との調整）

第七十条 疾病にかかり、又は負傷した場合において報酬の全部又は一部を受けられる者に対しては、これを受けられることができる期

ハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）

③第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

第三十一条

④職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル傷病手当金ノ支給ハ其ノ支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十条

④被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト（第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間ト称ス）ヲ要ス

⑤傷病手当金ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の事由に基づき国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）より少ないときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法の規定による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額（第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多

### 第三十条ノ二

③職務外ノ事由ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害厚生年金ノ額（当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

④傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害手当金又ハ厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルトキハ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル日ヨリ其ノ日以後当該傷病手当金ガ支給セラルル場合ノ当該傷病手当金ノ額ノ合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額（当該障害ニ付障害手当金及厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル場合ニ於テハ其ノ合算額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ達スルニ至ル日迄ノ間之ヲ支給セズ但シ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ニ達スルニ至リタル日ニ於テ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚

いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者であった者に限る。)が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額(当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 協会は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第七十一条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、又は負傷した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金

生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑤職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリシ者ガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又ハ私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)ニ基ク老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齢退職年金給付ト称ス)ガ支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齢退職年金給付ノ額(当該老齢退職年金給付二以上アルトキハ当該二以上ノ老齢退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑥社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齢退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(社会保険庁長官ヲ除ク)ニ対シ同項ノ老齢退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により協会が支給した金額は、船舶所有者から徴収する。

(葬祭料)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、被保険者又は被保険者であった者により生計を維持していた者であつて、葬祭を行うものに対し、葬祭料として、政令で定める金額を支給する。

- 一 被保険者が職務外の事由により死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者が、その資格を喪失した後三月以内に職務外の事由により死亡したとき。

2 前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者がない場合においては、葬祭を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその葬祭に要した費用に相当する金額の葬祭料を支給する。

第五十条ノ九 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料ヲ支給ス

一 被保険者ガ死亡シタルトキ

二 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後三月以内ニ死亡シタルトキ

三 被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、保険外併用療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ（職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル）

②葬祭料ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二分分ニ相当スル金額（其ノ額厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二分分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス）

二 職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シ前項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ

3 葬祭料の支給は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により葬祭料に相当する給付の支給があつたときは、その限度において、行わない。

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給

(出産育児一時金)

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことにより前項の規定による出産育児一時金の支給を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であつた期間が支給要件期間であることを要する。

(出産手当金)

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が出産したときは、出産の日以前において船員法第八十七条の規定により職務に服さなかつた期間及び出産の日後五十六日以内において職務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨てる、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後の期間に係る前項の規定による出産手当金の支給を受けるには、被保険者であつた者が第

葬祭料ヲ支給ス

④葬祭料ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）分娩シタルトキハ出産育児一時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第三十二条

②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、分娩ノ日後五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額（其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）ヲ支給ス

第三十二条ノ四 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タ

十二条の規定によりその資格を喪失した日前に出産したこと又は同条の規定によりその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

3 第七十条第一項及び第七十一条の規定は、出産手当金の支給について準用する。

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第七十五条 出産手当金を支給する場合には、その期間、傷病手当金は、支給しない。

2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払とみなす。

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

(家族療養費)

第七十六条 被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養(第五十三条第一項第六号に掲げる療養を除く。)を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の

リシ者が第十九条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第三十二条ノ六 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金又ハ求職者等給付ハ之ヲ支給セズ

② 出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル傷病手当金ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第三十一条ノ二 被扶養者が保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

② 家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含まルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ

区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

ニ 第五十五条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第五十八条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第六十三条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に關しては、第六十一条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第六十二条第二項の費用の額の算定の例による。

4 第一項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若

從ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日ノ翌日以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者（ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ七十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ保険医療機関等ヨリ療養（評価療養及選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該



しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

6 第五十三条第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

7 第五十六条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第七十七条 協会は、第五十七条第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において協会が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（そ

病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ療養ニ付第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ二ノ二 社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

②前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療

の額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額」とする。この場合において、協会は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者又は被保険者であった者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(家族訪問看護療養費)

第七十八条 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第六十五条第四項の厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額に第七十六条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た額（家族療養費の支給について前条の規定が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額）とする。

3 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

(家族移送費)

第七十九条 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第六十八条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を

養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）トス此ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十一条ノ三 被扶養者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ第三十一条ノ二第二項第一号イ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額（家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又ハ第二項ノ規定ガ適用セラレベキトキハ当該規定ガ適用セラレタル場合ノ額）トス

③健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条並びに本法第二十九条ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ四 被扶養者ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル

支給する。

2 第六十八条第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

(家族葬祭料)

第八十条 被扶養者が死亡したときは、家族葬祭料として、被保険者に対し、第七十二条第一項の政令で定める金額を支給する。

(家族出産育児一時金)

第八十一条 被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第七十三条第一項の政令で定める金額を支給する。

(被保険者が資格を喪失した場合)

第八十二条 被保険者がその資格を喪失した際に家族療養費に係る療養若しくは家族訪問看護療養費に係る療養若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるこれらに相当する給付に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。)、若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。)、若しくはこれらに相当する

額ヲ支給ス

②第二十九条ノ六第二項ノ規定ハ家族移送費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第五十条ノ十 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十三条 被扶養者ガ分娩シタルトキハ被保険者ニ対シ家族出産育児一時金トシテ第三十二条第一項ノ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ高齢者ノ医療ノ確保ニ関スル法律ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスを謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)若ハ特例介護予防サ

サービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保険者であった者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 前項の規定による給付は、当該被保険者の資格を喪失した日から起算して六月を経過するまでの間（当該被保険者がその資格を喪失しなかつた場合にはその者の被扶養者となるべき事情が継続する間に限る。）に限りこれを支給する。

3 第六十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による給付について準用する。

#### 第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

##### （高額療養費）

第八十三条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必

サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②前項ノ規定ニ依ル給付ハ当該被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過スルニ至ル迄ノ間（当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル）ニ限り之ヲ支給ス

③第三十一条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養（食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額（次条ニ於テ一部負担金等ノ額ト称ス）著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

② 高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナ

要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(高額介護合算療養費)

第八十四条 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若

しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する  
保険給付

第一款 休業手当金の支給

(休業手当金)

第八十五条 休業手当金は、被保険者又は被保険者であつた者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

ル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響及療養ニ要シタル費用ノ額ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条ノ七 一部負担金等ノ額（前条第一項ノ高額療養費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ニ相当スル額ヲ控除シテ得タル額）並ニ介護保険法第五十一条第一項ニ規定スル介護サービス利用者負担額（同項ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）及同法第六十一条第一項ニ規定スル介護予防サービス利用者負担額（同項ノ高額介護予防サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該一部負担金等ノ額ニ係ル療養ノ給付又ハ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

②前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格喪失前ニ発

シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ為職務ニ服ス

療養のため労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。

2 休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間（第二号から第四号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。）の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める金額とする。

一 療養のため労働することができないために報酬を受けない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない三日間 標準報酬日額の全額

二 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間（前号及び第四号に掲げる期間を除く。） 標準報酬日額の百分の四十に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとできるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三 療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間（第一号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額が標準報酬日額の百分の六十に相当する金額より少ない場合に限る。） 標準報酬日額から同号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額

四 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以

ルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額（標準報酬月額ノ三十分ノ一二相当スル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

内の期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間（第一号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額より多い場合に限り。） 前二号に定める額の合算額

（休業手当金と報酬等との調整）

第八十六条 前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる期間 同号に定める金額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した金額

二 前条第二項第二号に掲げる期間 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額の百分の四十に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三 前条第二項第三号に掲げる期間（標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額より多い場合に限り。） 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額及び同法第八条の二第二項第二号に定める額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の百分の六十に相当する金額

四 前条第二項第四号に掲げる期間 前二号に定める額の合算額

二 職務上の事由又は通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

2 休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(削除)

## 第二款 障害年金及び障害手当金の支給

(障害年金及び障害手当金の支給要件)

第八十七条 被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、障害年金、傷病補償年金又は傷病年金を受ける者に対し、同法第八条の第三項において読み替えられた同法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）

第三十条ノ二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ当該傷病手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ当該傷病手当金ト同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルル間ハ此ノ限ニ在ラズ

②職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害年金ノ額（当該障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ当該障害年金ノ額ト当該障害厚生年金ノ額（当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）トノ合算額）ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第四十条 被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治癒シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ヲ支給ス

②被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又



が最終標準報酬月額より少ないときは、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、障害年金を支給する。

2 被保険者であつた間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病が治癒した場合において、労働者災害補償保険法の規定による障害補償一時金又は障害一時金を受ける者に対し、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、一時金として障害手当金を支給する。

3 被保険者又は被保険者であつた者の前二項の規定による障害の程度は、協会が認定する。

(障害年金の額)

第八十八条 障害年金の額は、最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額に、障害の程度に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 障害年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに厚生労働省令で定める障害等級の他の障害等級に該当する障害の程度に至つた場合には、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級の障害の程度に応じて障害年金又は障害手当金を支給するものとし、その後は、従前の障害年金は、支給しない。

(障害年金の支給停止部分)

第八十九条 障害年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定に

ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年六月ヲ経過シタルモ治癒セザル場合ニ於テ其ノ者ガ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

③被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治癒シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

④被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ前各項ノ規定ニ依ル障害ノ程度ハ社会保険庁長官ノ認定スル所ニ依ル

第四十一条 障害年金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

②障害年金(前条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク)ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ障害年金(前条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク)ヲ受クベキ程度ノ障害ノ状態ト為リタルトキハ前後ノ障害ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

③前項ノ規定ニ依リ前後ノ障害ヲ合シタル障害ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ従前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ従前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス

第四十一条ノ二 障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾

よる障害厚生年金が支給されるときは、障害年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(障害手当金の額)

第九十条 障害手当金の額は、最終標準報酬月額に、障害の程度に応じて別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

(障害差額一時金)

第九十一条 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）を受ける者が、同法第十五条の二（同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により障害補償一時金又は障害一時金を受ける場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となつた障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。

(障害年金差額一時金)

第九十二条 障害補償年金等の支給を受ける者が死亡した場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基

病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ障害年金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十一条ノ三 障害手当金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条 障害年金（第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セザルニ至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セズシテ三年ヲ経過シタル際ナホ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ満たザルトキハ其ノ差額（其ノ額其ノ際ノ障害ノ程度ニ応ズル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額）ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

第四十二条ノ二 障害年金（第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ満

礎となった障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害年金差額一時金としてその遺族に支給する。

### 第三款 行方不明手当金の支給

#### (行方不明手当金の支給要件)

第九十三条 被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が一月未満であるときは、この限りでない。

#### (行方不明手当金の額)

第九十四条 行方不明手当金の額は、一日につき、被保険者が行方不明となった当時の標準報酬日額に相当する金額とする。

#### (行方不明手当金の支給期間)

第九十五条 行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して三月を限度とする。

#### (削除)

#### (報酬との調整)

第九十六条 被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合において、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない

タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十九条ノ二 被保険者が職務上ノ事由ニ因リ行方不明ト為リタルトキハ其ノ期間被扶養者ニ対シ行方不明手当金ヲ支給ス但シ行方不明ノ期間ガ一月ニ満タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ三 行方不明手当金ノ額ハ一日ニ付被保険者ガ行方不明ト為リタル当時ノ標準報酬日額ニ相当スル金額トス

第四十九条ノ四 行方不明手当金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保険者ガ行方不明ト為リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三月間ヲ限度トス

第四十九条ノ五 行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明タリシ者ノ死亡ニ因ル遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ期間ニ係ル遺族年金ハ之ヲ支給セズ

第四十九条ノ六 被保険者ノ行方不明ノ期間ニ係ル報酬ガ支払ハルベキ場合ニ於テハ其ノ報酬ノ額ノ限度ニ於テ行方不明手当金ノ支給ヲ為サ

○  
(削除)

#### 第四款 遺族年金の支給

(遺族年金の支給要件)

第九十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、職務上の事由又は通勤により死亡した場合であつて、労働者災害補償保険法の規定により遺族補償年金又は遺族年金(以下「遺族補償年金等」という。)が支給され、かつ、最高限度額が最終標準報酬月額より少ないときは、その遺族に対し、遺族年金を支給する。

(遺族年金の額)

第九十八条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。

一 一人 百五十三日(五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、百七十五日)

二 二人 二百一日

三 三人 二百二十三日

ズ

第四十九条ノ七 行方不明手当金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルトキハ行方不明手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス

第五十条ノ二 遺族年金ノ額ハ最終標準報酬月額ノ五・五分分ニ相当スル金額トス

四 四人以上 二百四十五日

2 遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

(削除)

(削除)

(削除)

(遺族年金の受給権の消滅)

第九十九条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

四 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき。

第五十条ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スル

ニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

②遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ最終標準報酬月額ノ〇・三分ノ二相当スル額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ前条第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ四 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ同順位者ナクシテ後順位者アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス

一 死亡シタルトキ

二 婚姻(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム)シタルトキ

三 直系血族及直系姻族以外ノ者ノ養子(届出ヲ為サザルモ事実上養子縁組関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)ト為リタルトキ

四 離縁ニ因リ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ親族関係ガ終了シタルトキ

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（被保険者又は被保険者であった者の死亡の時から引き続き第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時六十歳以上であったとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあり、兄弟姉妹については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の当時六十歳以上であったときを除く。）。

2 遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族年金の支給停止等）

第百条 遺族年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第九十八条第二項の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について

五 子、孫又ハ兄弟姉妹（被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除ク）ガ十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルトキ

六 政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル為遺族年金ノ支給ヲ受クル子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十条ノ五 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中其ノ停止シタル遺族年金ハ之ヲ同順位者又ハ次順位者ニ転給ス  
第五十条ノ六 遺族年金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルルトキハ遺族年金ノ額（第五十条ノ三

準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

#### (遺族一時金)

第一百一条 被保険者又は被保険者であつた者が職務上の事由又は通勤により死亡した際（その者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、その出生の際）、遺族年金の支給を受けることができる者がない場合であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金（以下「遺族補償一時金等」という。）が支給されるときは、最終標準報酬月額<sup>二</sup>・七月分に相当する金額を遺族一時金として、その遺族に支給する。

#### (遺族年金差額一時金)

第一百二条 遺族補償年金等を受ける者が、遺族補償年金等を受ける権利を失つた際、遺族補償年金等の支給を受けることができる者がない場合において、被保険者又は被保険者であつた者の死亡に関し既に支給された遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する額に満たないときは、その差額を遺族年金差額一時金として、被保険者であつた者の遺族に支給する。

#### 第四節 保険給付の制限

第一百三條 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に給付事由を生じ

又ハ第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十二條ノ三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル際（其ノ者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）其ノ者ノ死亡ニ関シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第五十條ノ七 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル際遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ其ノ者ノ死亡ニ関シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額ガ第四十二條ノ三ノ規定ニ依ル一時金ノ額ニ満タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

第五十一條 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ故意ニ事故（傷病給付金

させたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

2 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、故意に闘争し若しくは著しい不行跡を行ったことにより、故意に危害予防に関する業務上の監督者の指示に従わないことにより、又は正当な理由がなくて故意に療養に関する指示に従わないことにより給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

(削除)

ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ)ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、故意ニ闘争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シタルニ因リ、故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従ハザルニ因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部若ハ一部ヲ為サズ又ハ移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十二条ノ二 被保険者タリシ者地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間(職業補導延長給付(第三十三条ノ十三第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ謂フ)又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス)ハ失業保険金ヲ支給セズ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 紹介セラレタル職業又ハ補導ヲ受クベキコトヲ指示セラレタル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適当ト認メラルルトキ
- 二 就職スル為又ハ職業ノ補導ヲ受クル為現在ノ住所又ハ居所ヲ変更スルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ変更ガ困難ト認メラルルトキ
- 三 就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水準ニ比シ不当ニ低額ナルトキ



(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

四 船員職業安定法第二十一条(第二項但書ヲ除ク)又ハ職業安定法第二十条(第二項但書ヲ除ク)ノ規定ニ該当スル船舶又ハ事業所ニ紹介セラレタルトキ

五 其ノ他正当ノ理由アルトキ

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各号ノ一ニ該当スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メタル基準ニ依ルベシ

第五十二条ノ三 被保険者自己ノ責ニ帰スベキ重大ナル事由ニ因リ又ハ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ第三十三条ノ十一ニ規定スル期間満了後一月以上三月以内ノ間ニ於テ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ定ムル期間ハ求職者等給付ヲ支給セズ但シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クル期間及当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタル日後ノ期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メタル基準ニ依ルベシ

③ 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ニ付第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給セザル場合ニ於テ当該支給セザル期間ニ七日ヲ超エ三十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数及其ノ受クベキ資格ニ係ル所定給付日数ニ相当スル日数ヲ加ヘタル期間ガ一年(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ニ於テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル者ニ付テハ一年ニ六十日ヲ加ヘタル期間トス)ヲ超ユルトキハ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ

(削除)

(削除)

第四百四条 第三十八条の規定による未支給の保険給付又は葬祭料の支給を受けることができる者が、被保険者、被保険者であつた者又は同条の規定による未支給の保険給付の支給を受ける者を故意に死亡させたときは、その者に対して支給しない。この場合において、同順位者又は後順位者があるときは、その者に支給する。

第四百五条 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者は、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族年金を受けることができる遺族としない。

3 遺族年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、当該被保険者又は被保

当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

④前項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三條ノ十三第一項中「第三十三條ノ十第一項及第二項」トアルハ「第五十二條ノ三第三項」トス

⑤第三十三條ノ十五ノ三第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ニ之ヲ準用ス

第五十一条

②第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル未支給ノ保険給付、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金、遺族年金又ハ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保険者、被保険者タリシ者、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル未支給ノ保険給付ノ支給ヲ受クル者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ対シテハ支給ヲ為サズ此ノ場合ニ於テ同順位者又ハ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ヲ為ス

険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

4 遺族年金を受けることができる遺族が、遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

5 前項後段の場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

第六六条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。ただし、第一号に該当する場合には第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給（船員法第四十七条に規定する送還を受けることができる場合を除く。）を除くものとし、第二号及び第三号に該当する場合には傷病手当金、出産手当金及び休業手当金の支給（厚生労働省令で定める場合を除く。）を除くものとする。

- 一 船舶内にいるとき。
- 二 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
- 三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに

第五十三条 被保険者又は被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル

場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

- 一 船舶内ニ在ルトキ
- 二 少年院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ
- 三 刑事施設、労役場其ノ他此等ニ準ズベキモノニ拘禁セラレタルトキ

四 (略)

④社会保険庁長官ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者第一項各号ノ一ニ該

該当する場合であっても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第七百七条 正当な理由がなくて故意に療養に関する指示に従わない者に對しては、十日以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金の一部を支給しないことができる。

第一百八条 協会は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他の不正の行為があつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

当スル場合ト雖モ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為スコトヲ妨グズ

第五十四条 正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザル者ニ對シテハ十日間ノ期間ヲ定メ其ノ期間其ノ者ニ對シ支給スベキ傷病手当金及傷病給付金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十五条 社会保険庁長官ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手当金、出産手当金又ハ求職者等給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 求職者等給付ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項ノ規定ニ依リ求職者等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ十二第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該求職者等給付ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク求職者等給付ノ支給アリタルモノト看做ス

③ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後教育訓練給付金ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ教育訓練給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

④ 前項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後新ニ第三十三条ノ十六ノ四第一項ニ規定スル教育訓練給付金ノ支給ヲ受クベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該教育訓練給付金ヲ支給ス

⑤ 第三項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ十六ノ四第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該給付金

(削除)

ノ支給アリタルモノト看做ス

⑥ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ左ノ各号ニ掲グル失業等給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後当該各号ニ定ムル高齡雇用継続給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ当該高齡雇用継続給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

一 高齡雇用継続基本給付金 高齡雇用継続基本給付金

二 高齡再就職給付金又ハ当該給付金ニ係ル失業保険金ヲ受クベキ資格ニ基ク求職者等給付 高齡再就職給付金

⑦ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後育児休業給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ育児休業給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

⑧ 前項ノ規定ニ依リ育児休業給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後新ニ第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該休業ニ係ル育児休業給付ヲ支給ス

⑨ 前二項ノ規定ハ介護休業給付金ニ付之ヲ準用ス

#### 第五十六条

② 正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シテハ保険給付ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ為サザルコトヲ得

#### 第五十七条

② 正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シテハ障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

(削除)

(削除)

(削除)

第百九条 協会は、保険給付を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八条第一項の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八条第二項の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診

を拒んだときは、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

第一百十条 第三十三条第一項、第三項及び第四項、第一百三三条、第六百六条第一項並びに前条第一項の規定は、被扶養者について準用する。

## 第五章 保健事業及び福祉事業

第一百一十一条 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者、被保険者であつた者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のため必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 協会は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、協会は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により協会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第五十六条ノ二 第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条第一項乃至第三項及前条ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十七条ノ二 政府ハ高齢者の医療の確保に関する法律第二十条ノ規定ニ依ル特定健康診査及同法第二十四条ノ規定ニ依ル特定保健指導（以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス）ヲ為スモノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

5 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

## 第六章 費用の負担

### （国庫負担）

第百十二条 国庫は、政令で定めるところにより、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより生じた疾病のうち政令で定めるものについて労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は療養給付に係る療養を受けた日から起算して三年を経過しても治癒しない場合における第五十三条第四項の規定による同条第一項第六号に掲げる給付及び休業手当金に要する費用並びに障害年金（厚生労働省令で定める障害等級に該当するものに限る。）及び障害補償年金等（厚生労働省令で定める障害等級に該当するものに限る。）に要する費用であつて船員法第九十二条に規定する障害手当に相当するものを超えるものうち障害年金に要する費用の一部を負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支学金等（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

### （国庫補助）

第百十三条 国庫は、前条に規定する費用のほか、予算の範囲内において

### 第五十八条

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金（政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ 国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等ト称ス）及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支学金等（以下後期高齢者支学金等ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十八条ノ二 国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船

て、船員保険事業の執行に要する費用（船員法に規定する災害補償に相当する保険給付に要する費用を除く。）の一部を補助する。

（保険料の徴収）

第百十四条 社会保険庁長官は、船員保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

（保険料等の交付）

第百十五条 政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額から社会保険庁長官が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

（保険料額）

第百十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第一号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準

員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

②保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額トス

- 一 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同じ



報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に関する保険料額は、一般保険料額とする。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は算定しない。

(疾病任意継続被保険者の保険料)

第百十七条 疾病任意継続被保険者に関する保険料は、疾病任意継続被保険者になった月から算定する。

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

(保険料の徴収の特例)

第百十八条 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終

ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

③前項第一号ノ規定ニ拘ラズ介護保険第二号被保険者タル被保険者ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料額ハ一般保険料額トス但シ其ノ月ニ於テ再ビ介護保険第二号被保険者ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

④第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ係ル保険料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前二項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引続キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シ

了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百十九条 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

#### （一般保険料率）

第百二十条 一般保険料率は、次条に規定する疾病保険料率と第百二十二条に規定する災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とする。

2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

#### （疾病保険料率）

第百二十一条 疾病保険料率は、千分の四十から千分の百十までの範囲内において、協会が決定するものとする。

2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額

タル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

#### 第五十九条

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十二ニ



した率（以下この項及び次項において「特定保険料率」という。）及び疾病保険料率から特定保険料率を控除した率（次項において「基本保険料率」という。）とを算出するものとする。

11 協会は、前項の規定により特定保険料率及び基本保険料率を算出したときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

（災害保健福祉保険料率）

第二百二十二条 災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五ま

増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第七項ノ申出ヲ為スコトヲ得

⑩厚生労働大臣ハ第七項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑪社会保険庁長官ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働大臣ニ対シ第五項第一号ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑫厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ一年以内ノ期間ヲ定メ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑬政府ハ厚生労働大臣ガ第十項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

⑭特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

⑮基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第五十九条ノ二ノ二 第五十九条第五項ノ災害保険料率ハ船員法ニ規定

での範囲内において、協会が決定するものとする。

2 災害保健福祉保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる保険給付に要する費用の予想額（第一百二十二条第一項の規定によるその額に係る国庫負担金の額を除く。）。

二 第五十三条第四項の規定により職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる同条第一項第六号に掲げる給付に要する費用及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額

三 前章の規定による保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）

四 前三号に掲げる事務の執行に要する費用及び第二百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額

3 前二項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、前項第三号及び第四号に掲げる額に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額（同項第二号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、同項各号に掲げる

スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用及職務上ノ事由ニ因ル  
介護料ニ要スル費用並ニ通勤ニ因ル疾病、負傷、障害又ハ死亡ニ関ス  
ル保険給付ニ要スル費用（政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク）並ニ第五十  
七条ノ二第三項ノ事業ニシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ要スル費用  
ノ予想額ヲ基礎トシ、次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者ノ使用ス  
ル被保険者ニ係ル災害ノ発生率其ノ他ノ事情ヲ考慮シ厚生労働大臣之  
ヲ定ム

額（同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

6 前条第三項から第九項までの規定は、災害保健福祉保険料率の変更について準用する。

（介護保険料率）

第二百二十三条 介護保険料率は、各年度において協会が納付すべき介護納付金の額を当該年度における介護保険第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が定める。

2 第二百二十一条第十一項の規定は、介護保険料率について準用する。

（準備金）

②三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保険者ヲ使用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前三年間ノ保険料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下指定災害給付ト称ス）ニ要スル費用ニ充テラルベキモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル保険料ノ額ニ対スル当該期間ニ係ル厚生労働省令ヲ以テ定ムル指定災害給付ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超ユルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキハ社会保険庁長官ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄ノ間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給付ニ対応スル部分ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ六十五乃至百分ノ百三十五ノ範囲内ニ於テ其ノ割合ニ応ジ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ニ変更スルコトヲ得

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第二百二十四条 協会は、政令で定めるところにより、船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

(保険料の負担区分)

第二百二十五条 被保険者（疾病任意継続被保険者、独立行政法人等職員被保険者及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者を除く。以下この項において同じ。）は、第十六条第一項各号に掲げる保険料額のうち次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は同項各号に掲げる保険料額のうち当該被保険者が負担する額を除いた額を負担する。

- 一 介護保険第二号被保険者である被保険者 標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額と介護保険料額の二分の一に相当する額との合算額
- 二 介護保険第二号被保険者以外の被保険者 標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第

2 疾病任意継続被保険者は、第一百七十七条第二項の規定によりその例によるものとされた第十六条第一項各号に掲げる被保険者の区分に応じた保険料額の全額を負担する。

3 独立行政法人等職員被保険者については、船舶所有者が第十六条

三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五(第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七(第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

② 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

③ 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ全額ヲ負担ス



第二項に規定する保険料額の全額を負担する。

4 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者については、船舶所有者が第百十六条第一項第二号に規定する保険料額の全額を負担する。

(保険料の納付義務)

第百二十六条 船舶所有者は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

2 疾病任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

(保険料の納付)

第百二十七条 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならぬ。ただし、疾病任意継続被保険者に関する保険料については、その月の十日（初めて納付すべき保険料については、協会が指定する日）までとする。

2 社会保険庁長官又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は協会、それ以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をした

第六十一条 船舶所有者ハ其ノ使用スル被保険者ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担スル保険料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十二条ノ二 毎月ノ保険料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ納付スベキ保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初テ納付スベキ保険料ニ付テハ社会保険庁長官ノ指定スル日）迄トス

②社会保険庁長官ハ保険料納入ノ告知ヲ為シタル後ニ於テ告知シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ関スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ為シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保険料ニ対シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ為シタルモノト看做スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ為シタルモノト

ものとみなしたときは、社会保険庁長官又は協会は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(疾病任意継続被保険者の保険料の前納)

第二百二十八条 疾病任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときは、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

(口座振替による納付)

第二百二十九条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の源泉控除)

第三十条 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその船舶所有者に使用されなくなった場合におい

看做シタルトキハ社会保険庁長官ハ其ノ当該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二条ノ三 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ将来ノ一定期間ノ保険料ヲ前納スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保険料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

③第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保険料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保険料ガ納付セラレタルモノト看做ス

④前三項ニ定ムルモノノ外保険料ノ前納ノ手続、前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認めラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認めラルルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第六十二条 船舶所有者ハ被保険者ニ対シ報酬ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ前月ノ標準報酬月額ニ係ル保険料(支払フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ対スルモノナルトキハ其ノ期間ノ標準報酬月額ニ係

ては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

2 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合において、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 船舶所有者は、前二項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

（保険料の繰上徴収）

第六十一条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合  
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人である納付義務者が、解散をした場合

2 前項の規定は、被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶について船舶所有者の変更があつた場合及び被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、又は全く運航に堪えなくなるに至つた場合について準用する。

ル保険料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保険者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月ノ標準報酬月額ニ係ル保険料ヲモ控除スルコトヲ得

② 船舶所有者ハ被保険者ニ対シ賞与ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ標準賞与額ニ係ル保険料ニ相当スル額ヲ当該賞与ヨリ控除スルコトヲ得

③ 船舶所有者ハ前二項ノ規定ニ依リ保険料ヲ控除シタルトキハ之ニ関スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保険者ニ通知スベシ

第六十二条ノ四 保険料納付義務者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ納期前ト雖モ保険料ハ総テ之ヲ徴収スルコトヲ得

一 国税、地方税其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

四 競売ノ開始アリタルトキ

五 被保険者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ為シタルトキ

②前項ノ規定ハ被保険者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタル場合及被保険者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ又ハ全く運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三百二十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金(以下「保険料等」という。)を滞納する者があるときは、社会保険庁長官又は協会(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七条第一項、第五十五条第二項及び第七十一条第二項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を納付しなければならない場合又は協会の場合は、社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、社会保険庁長官又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。ただし、前条第一項各号のいずれかに該当したとき、又は被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶につき船舶所有者の変更があつたとき若しくは被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つたときは、この限りでない。

4 社会保険庁長官又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

第十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ滞納スル者アルトキハ社会保険庁長官ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ但シ第六十二条ノ四ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ督促ヲ為サントスルトキハ社会保険庁長官ハ納付義務者ニ対シ督促状ヲ発スベシ

③前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ四第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全く運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハ社会保険庁長官ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村(東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ)ニ対シ之ガ処分ヲ請求ス

一 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会が国税滞納処分例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合において、協会は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

#### (延滞金)

第三百三十三条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、社会保険庁長官又は協会は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徴収金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、

ルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ市町村ニ対シ処分ノ請求ヲ為シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ当該市町村ニ交付スベシ

#### 第十二条

④第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ徴収金額ニ付年十四・六パーセントノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴収金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日数ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴収ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情状アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴収金額千円未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徴収ヲ為ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本国内ニ在ラザル為又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル為公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

⑤前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ

その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(協会による広報及び保険料の納付の勧奨等)

第三十四条 協会は、その管掌する船員保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

(協会による保険料の徴収)

第三十五条 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

⑥延滞金ヲ計算スルニ当リ徴収金額ニ千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス

⑦督促状ニ指定シタル期限迄ニ徴収金ヲ完納シタルトキ又ハ前三項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ百円未満ナルトキハ延滞金ヲ徴収セズ延滞金ノ金額ニ百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨ツ

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を社会保険庁長官とみなして、第三百二十二条及び第三百三十三条の規定を適用する。

4 第一項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額については、第十五条の規定により、政府から協会に対し、交付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

(先取特権の順位)

第三百三十六条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第三百三十七条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第七章 不服申立て

(審査請求及び再審査請求)

第三百三十八条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険

第十三条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第六十三条 被保険者ノ資格、標準報酬(標準報酬月額及標準賞与額ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ)又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

②審査請求ヲ為シタル日ヨリ六十日以内ニ決定ナキトキハ審査請求人ハ社会保険審査官ガ審査請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会

審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第三百三十九条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第三百三十二条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第四十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定は、適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十一条 第三十八条第一項又は第三十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

(時効)

第四十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院

ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

③第一項ノ審査請求及前二項ノ再審査請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

④被保険者ノ資格又ハ標準報酬ニ関スル処分ガ確定シタルトキハ其ノ処分ニ付テノ不服ハ之ヲ当該処分ニ基ク保険給付ニ関スル処分ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ

第六十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ賦課若ハ徴収ノ処分又ハ第十二条ノ二ノ規定ニ依ル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得

第六十五条 前二条ノ審査請求及再審査請求ニ付テハ行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及第十九条ヲ除ク)及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第六十六条 第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル



時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利は二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利は五年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料等の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第四百十三條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第四百四十四條 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告等）

第四百四十五條 協会（社会保険庁長官が行う第四条第二項に規定する業

権利及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又は第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②第十二条第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第五百五十三条ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ関スル規定ヲ準用ス

第八條 社会保険庁長官又ハ保険給付ヲ受クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

②前項ノ規定ハ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ関シ之ヲ準用ス

第九條 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使

務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用する者に関し、又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であつて協会の指定するものに、その船舶所有者の使用する者に関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

(削除)

用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテ社会保険庁長官ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主、被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員ノ雇用ノ促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第三十三条ノ十六ノ四第一項ニ規定スル者ニ対シ同項ニ規定スル社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ為ス者（以下指定教育訓練実施者と称ス）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

③被保険者タリシ者ノ従前ノ船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依

(削除)

(削除)

2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(立入検査等)

第四百六十六条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供)

り被保険者タリシ者ヨリ求職者等給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル証明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

④前項ノ規定ハ雇用継続給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同項中「被保険者タリシ者」トアルハ「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト「従前ノ船舶所有者」トアルハ「当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者」トス

⑤社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者ヲシテ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 社会保険庁長官ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

③第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第四百七十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、船舶所有者の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(厚生労働大臣及び社会保険庁長官と協会の連携)

第四百八十八条 厚生労働大臣及び社会保険庁長官並びに協会は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(共済組合に関する特例)

第四百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）である被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

2 組合員である被保険者であつた者に対しても、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

3 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者の資格を取得した場合において、その者に対し、その被保険者の資格を取得した日以後の期間に基づくこの法律による保険給付を行うことを妨げない。

4 前三項の規定によりこの法律による保険給付を受けることができないう間に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対しては、この法律による保険給付は行わない。

第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又ハ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）ニ依ル共済組合ノ組合員（以下単ニ組合員ト称ス）タル被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

②組合員タル被保険者タリシ者ニ対シテモ前項ト同様トス但シ組合員タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ナホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再ビ被保険者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項本文ノ規定ハ組合員タル被保険者タリシ者ガ組合員タル被保険者以外ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ対シ其ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

④前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保険給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

第五十条 組合員である被保険者については、保険料を徴収しない。

第五十一条 厚生労働大臣は、第四百九十九条の共済組合に対して、事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査することができる。

(労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例)

第五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求並びに同項及び同条第二項の再審査請求(次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。)は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

- 一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付
- 二 障害年金 障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金
- 三 障害差額一時金 障害補償年金等
- 四 遺族年金 遺族補償年金等
- 五 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金
- 六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

2 労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があった日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

3 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第百

第十五条ノ二 組合員タル被保険者ニ付テハ保険料ハ之ヲ徴収セズ

第十五条ノ三 厚生労働大臣ハ第十五条ノ共済組合ニ対シテ事実ニ關スル報告ヲ為サシメ事業及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項又は第二項の再審査請求に対する労働保険審査会の裁決があった場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査会の裁決」とする。

（権限の委任）

第五十三条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。

（経過措置）

第五十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための

第九条ノ五 本法ニ規定スル厚生労働大臣又ハ社会保険庁長官者ノ権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方社会保険事務局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方社会保険事務局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ社会保険事務所長ニ委任スルコトヲ得

手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第九章 罰則

第五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十五条第二項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。
- 三 第二十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付しないとき。
- 四 第四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（削除）

第五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなくて第四十六

第六十七条 第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ
- 二 第二十一条ノ三第二項（第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ
- 三 第六十一条本文ニ規定スル保険料ヲ督促状ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ
- 三 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ
- 四 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ
- 六 第九条第三項（同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル証明ヲ拒ミタルトキ

第六十九条 船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル

条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 被保険者又は被保険者であった者が、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第四十一条の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第六十条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の代理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第四十一条ノ規定ニ依ル徴収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者
- 二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法第四十一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ（以下本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス）ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ代表者（人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム）又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又



が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十一条 船舶所有者又は第四百四十五条第一項の規定により協会の指定した者が、正当な理由がなくて同項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

2 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第四十五条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

3 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十九条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

## 附則

ハ財産ニ関シ第六十八条又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

②人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ十万円以下ノ過料ニ処ス

②被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

③医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

## 附則

(施行期日)

第一条 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負担ニ関スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(削除)

① 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負担ニ関スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

② 昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乗組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乗組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ第四十六条第一項ノ規定ニ該当セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同条同項ノ規定ニ該当スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ第四十七条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第六ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ同日以後ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ヲ加ヘタル金額トス

(削除)

③ 前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該当シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該当スルモノニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十七条及前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保險者タリシ期間」トアルハ「被保險者タリシ期間」ト読替フルモノトス